

業務管理体制の整備について(概要)

根拠規定	障害者自立支援法 第51条の2		障害者自立支援法 第51条の31		児童福祉法 第21条の5の25		児童福祉法 第24条の19の2		児童福祉法 第24条の38
事業の実 施主体・ 施設の設 置主体	指定事業者等 (同法第42条第1項)		指定相談支援事業者 (同法第51条の22第1項)		指定障害児事業者等 (同法第21条の5の17第1項)		指定障害児入所施設等の設置者 (同法第24条の2第1項)		指定障害児相談支援事業者 (同法第24条の26第1項第1号)
	指定障害福祉 サービス事業者	指定障害者支援 施設等の設置者	指定一般相談支 援事業者	指定特定相談支援 事業者	指定障害児通所支援 事業者	指定医療機関の 設置者	指定障害児入所施設	指定医療機関	指定障害児相談支援事業者
定義	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業者(同法第29条第1項) 「障害福祉サービス」とは、障害福祉サービス(障害者支援施設、のぞみの園その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス(施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。)を除く。)を行う事業(同法第5条1項) 	<ul style="list-style-type: none"> 指定障害者支援施設又はのぞみの園(同法第34条第1項)の設置者 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事が指定する一般相談支援事業者(同法第51条の14第1項) 「一般相談支援事業」とは、基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業(同法第5条第17項) 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村長が指定する特定相談支援事業者(同法第51条の17第1項第1号) 「特定相談支援事業」とは、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業(同法第5条第17項) 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事が指定する障害児通所支援事業者(同法第21条の5の3) 「障害児通所支援」とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援をいい、「障害児通所支援事業」とは、障害児通所支援を行う事業(同法第6条の2第1項) 	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するもの(同法第6条の2第3項)の設置者 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事が指定する障害児入所施設(同法第24条の2第1項) 「障害児入所施設」とは、次に掲げる区分に応じ、障害児を入所させて、当該区分に定める支援を行うことを目的とする施設 ①福祉型障害児入所施設：保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与 ②医療型障害児入所施設：保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療(同法第42条第1項) 	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するもの(同法第6条の2第3項) 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村長が指定する障害児相談支援事業者(同法第24条の26第1項第1号) 「障害児相談支援」とは、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行うことをいい、「障害児相談支援事業」とは、障害児相談支援を行う事業(同法第6条の2第6項)
届出先・ 監督権者	国(厚生労働大臣)	<ul style="list-style-type: none"> 当該指定に係る事業所又は施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等 のぞみの園の設置者 	<ul style="list-style-type: none"> 当該指定に係る事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定相談支援事業者 	<ul style="list-style-type: none"> 当該指定に係る事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定障害児通所支援事業者 	<ul style="list-style-type: none"> 指定医療機関の設置者 	<ul style="list-style-type: none"> 当該指定に係る事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定障害児入所施設の設置者 ※同法第2章第2節第3款(第21条の5の25等)の準用。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定医療機関の設置者 ※同法第2章第2節第3款(第21条の5の25等)の準用。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該指定に係る事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定障害児相談支援事業者 	
	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の指定事業者等 	<ul style="list-style-type: none"> 上記・下記以外の指定相談支援事業者 	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の指定障害児通所支援事業者 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の指定障害児入所施設の設置者 ※同法第2章第2節第3款(第21条の5の25等)の準用。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 上記・下記以外の指定障害児相談支援事業者
	市町村	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 当該指定に係る事業所が一の市町村の区域に所在する指定特定相談支援事業者 	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 当該指定に係る事業所が一の市町村の区域に所在する指定障害児相談支援事業者